



目選第1408号

令和4年9月13日

目黒区監査委員 村田正夫様
目黒区監査委員 大坂恭子様
目黒区監査委員 小野瀬康裕様
目黒区監査委員 飯島和代様

目黒区選挙管理委員会
委員長 井上正和

令和4年度各部定期監査の結果に対する措置状況について（回答）

令和4年8月19日付目監第233号により通知のありました、令和4年度各部定期監査の結果に関する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき下記のとおり回答いたします。

記

	指摘事項	措置状況等
(3)	会計事務における事務処理を誤っていたもの 資金前渡受者用現金出納簿について、記帳がされていなかったもの、記帳方法が適切でなかったもの、 資金前渡受者による記帳内容の確認の押印がされていなかったもの等、適正な事務処理が行われていないものがあった。	総括口座について、個別口座で前渡金が発生した月の分しか記載していなかった。 正しい記載方法を再度確認し、適正な事務処理を徹底していくこととする。
(3)	会計事務における事務処理を誤っていたもの 賃金・報酬支払台帳や支払調書作成台帳について、作成漏れや記載誤りがあった。また、法定調書が作成されなかったものや誤った内容で作成されたものがあった。	選挙管理委員会委員長及び委員に対する報酬について、費用弁償を含んだ金額で賃金・報酬支払台帳を作成したため、法定調書を誤った金額で作成してしまった。 正しい金額で法定調書データを作成し、報告内容の修正を人事課宛てに依頼した。修正後の源泉徴収票が発行され次第、対象者に説明の上、交付する。 指摘事項を踏まえ、適正な事務処理方法を再度確認するとともに、所属のマニュアルに追記し、再発防止に努める。

以上

